

役員等報酬規程

社会福祉法人東京リハビリ協会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京リハビリ協会（以下「法人」という。）の定款第8条、定款第10条第3項及び定款第21条に基づく評議員、役員等の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。

2 常勤理事に対しては、報酬、通勤手当を支給し、金額は次の通りとする。ただし、法人の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬は別表第2に定める1人当たりの月額範囲とする。
- (2) 常勤理事の報酬については勤務実態に即して支給することとし、理事の地位にあることのみによって、支給しない。
- (3) 常勤理事の報酬は、個人の役割、職務内容、役職、在職年数等を総合的に勘案・評価し、別表5理事報酬表に定める基準額を理事会にて決定し、各人に支給する。
- (4) 通勤手当の額は、職員給与規程による。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表3に基づき支給する。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 法人は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、理事が職務のために出張する場合は、別表4旅費に基づき算出されるものとする。なお、職員を兼務する理事の出張については、職員の旅費規程に基づき支給する。

- 3 旅費の加算 特別の事情により前項の規程及び別表4旅費の額を超過する場合は、その事情を考慮し、理事長の専決事項として処理することができる。
- 4 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

付 則

この規程は平成29年6月22日より施行する。